



食安発0806第1号  
平成25年8月6日

各 

|         |
|---------|
| 都道府県知事  |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長    |

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、  
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第95号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第268号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、3-エチルピリジン及びピリメタニルを省令別表第1に追加したこと。

#### 2 告示関係

(1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬イプフェンカルバゾン、農薬エタボキサム、農薬塩酸ホルメタネート、農薬シメコナゾール、農薬ノバルロン、農薬ピリメタニル、農薬フロニカミド、農薬ベンチアバリカルブイソプロピルについて食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

(2) 法第11条第1項の規定に基づき、3-エチルピリジン及びピリメタニルの成分規格及び使用基準を設定し、試薬・試液等を改正したこと。

## 第2 施行・適用期日

### 1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

### 2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成26年2月6日から適用されるものであること。

| 農薬等       | 食品  |
|-----------|---|
| 塩酸ホルメタネート | みかん、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、もも、ネクタリン、すもも及びその他のスパイス  |
| ピリメタニル    | その他のうり科野菜、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、ネクタリン、うめ、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のスパイス、その他のハーブ及び乳 |

## 第3 農薬等の残留基準に関する事項

### 1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するピリメタニルとは、農産物にあつては、ピリメタニルのみをいい、畜産物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつては、ピリメタニル及び2-(4-ヒドロキシアニリノ)-4,6-ジメチルピリミジンをピリメタニルに換算したものの和をいい、乳にあつてはピリメタニル及び2-アニリノ-4,6-ジメチルピリミジン-5-オールをピリメタニルに換算したものの和をいうこと。
- (2) 今回ピリメタニルについて基準値を設定した食品のうち、ももの検体部位については「もも（果皮を含む。）」とすること。また、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいうこと。
- (3) 今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあつてはフロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシンをフロニカミドに換算したもの及び4-トリフルオロメチルニコチン酸をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはフロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチンアミドをフロニカミドに換算したもの及び4-トリフルオロメチルニコチン酸をフロニカミドに換算したものの和をいうこと。

## 2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬イプフェンカルバゾン及び農薬エタボキサムに係る新規農薬登録、農薬ノバルロン、農薬フロニカミド及び農薬ベンチアバリカルブイソプロピルに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬イプフェンカルバゾン、農薬エタボキサム及び農薬塩酸ホルメタネート試験法については、後日通知することとしていること。

## 第4 添加物に関する事項

### 運用上の注意

#### (1) 試薬・試液等

試薬・試液等について、ピリメタニルの成分規格の設定に伴い、重水素化メタノール及び定量用ピリメタニルが追加されたこと。

#### (2) 使用基準関係

今回ピリメタニルについて使用基準を設定した食品のうち、ももについては本通知中第3の1(2)に示した対象について適用するものとする。

#### (3) 食品中の分析法

ピリメタニルの食品中の分析法については、平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知を参照されたいこと。

**別紙略**